

## 「多重債務者相談強化キャンペーン 2025」について

令和 7 年 8 月 6 日  
多重債務者対策本部長決定

### 1. 趣旨

多重債務問題を抜本的に解決するため、2007 年 4 月、多重債務者対策本部は「多重債務問題改善プログラム」を決定し、取り組むべき施策を取りまとめた。

本プログラムに基づき全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところ、相談窓口の認知度の向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008 年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施している。

多重債務問題は一時に比べ落ち着きを見せているが、多重債務者は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるため、本年度も、「多重債務者相談強化キャンペーン 2025」を実施することとする。

### 2. 期間

2025 年 9 月 1 日（月）から 12 月 31 日（水）までの 4 か月間

### 3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター

### 4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの連名で、別添 1 のとおり、都道府県に呼び掛けて、本キャンペーン期間中に、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体が共同で消費者及び事業者向けの多重債務に係る無料相談会の開催等を行う。その他実施に関し、必要な事項については別添 2 のとおり定める。